

「株式会社かんぽ生命保険の新規業務（学資保険の改定）に関する郵政民営化委員会の意見」に対する生保労連の見解について

生保労連では、これまで郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しなければ、かんぽ生命の業務範囲の拡大は認められるべきではないと繰り返し主張してまいりました。

2012年9月3日に認可申請が行われた学資保険の改定についても、改正郵政民営化法に定められている新規業務の認可の条件である「他の生命保険会社との適正な競争条件を阻害するおそれがないと認められるとき」に充分留意し、適正な判断がなされることを強く要望してきました。

しかし、11月22日に郵政民営化委員会が「株式会社かんぽ生命保険の新規業務（学資保険の改定）に関する郵政民営化委員会の意見」を取りまとめ、その中で、学資保険の改定について、「その実施について問題はないと考えられる」との見解が示されました。

郵政民営化委員会の意見の中で、「他の金融機関への影響については、利用者利便の向上を中心に考えるべきである。競争制限的な運営は、郵政民営化法の基本理念に反すると考えられる。」とされています。しかしながら、日本郵政の子会社であるかんぽ生命の株式売却について、10月29日に公表された上場計画において、日本郵政株を半分程度売却するまでに方針を決めることとして決定を先送りにしており、かんぽ生命への政府出資が解消されていない状態であることが、前述した改正郵政民営化法の新規業務の認可条件である「他の生命保険会社との適正な競争条件を阻害するおそれがないと認められるとき」に抵触すると考えます。

こうした状況の中で、平成23年度の販売件数で子ども保険の分野でシェア約33%を誇るかんぽ生命が新商品を販売することは、子ども保険マーケットのみならず死亡保障マーケットにおいても極めて大きな影響を及ぼすことが容易に想定できます。

こうした点から現場の組合員への影響は計り知れなく、郵政民営化委員会が今般の「学資保険の改定」について、「その実施について問題はないと考えられる」との意見が取りまとめられたことは、生保労連としては大変遺憾であり、郵政民営化委員会の意見は到底受け入れられるものではありません。

郵政民営化委員会においては、改正郵政民営化法に則り、適切な判断がなされることを改めて強く要望します。

2012年11月26日
全国生命保険労働組合連合会